

医療機関・介護事業所の皆様へ

在宅での医療・介護情報共有にICTシステムを
活用してみませんか！

神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステム 活用の手引き

家での様子をお医者様や
介護サービスの人にこま
めに共有してもらえて安心
だね。

家族にも医療や介護サー
ビスの状況が分かって安
心だわ。

患者様の自宅での状
況も分かって患者様に
合った医療サービスが
提供できるな。

病院とタイムリーに利
用者様の情報共有が
できて助かるわ。



(一社)神崎市郡医師会が設置する神崎市郡在宅医療・介護連携
支援センターでは、医療機関と介護事業所の参加者が利用者(患者)
様の基本的な情報や日々の健康状態などの情報をタイムリーに共有
し、利用者(患者)様へ、質の高い在宅医療・介護サービスを効果的・
効率的に提供することを目的として、ICTシステム(カナミックシステム)
を導入しています。

医療・介護の連携を強化し、利用者(患者)様へ、きめ細やかな在宅
医療・介護サービスを提供するため、ICTシステムを活用してみせん
か！

(1) 神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステムとは？

- 神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステム（以下「ICTシステム」と呼びます）は、医師やケアマネージャー、訪問看護師、薬剤師、介護士、ホームヘルパーなど在宅での医療・介護サービスを提供する医療機関や介護事業所の担当者（以下「参加者」と呼びます）が、利用者（患者）様の健康状態やケアに関する情報をタイムリーに情報共有することで、質の高い在宅医療・介護サービスを提供することを目的としたものです。
- インターネットのICTシステム上に、利用者（患者）様の情報を共有するページ（以降「利用者（患者）部屋」と呼びます）を作り、ここで医療機関と介護事業所の参加者がタイムリーに情報共有をすることで、利用者（患者）様の日々の健康状態や生活環境に合った質の高い在宅医療・介護サービスを提供することが可能となります。



ICTシステムで共有される 主な情報

利用者（患者）様の在宅サービスに必要となる以下の情報や写真

- 日々の健康状態
- 在宅での介護の状況
- 医療・介護サービスの内容
- 利用者（患者）様の基本的な情報（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号等）
- ご家族の連絡先
- 医療、介護保険の情報 等



(2) ICTシステムの利用対象となる方

医療機関と介護事業所が連携した在宅医療・介護サービスを受けられる方で、以下の両方の条件を満たす方が対象となります。

- ① ICTシステムの利用について、利用者（患者）様が同意され、同意書が提出されること。
- ② 利用者（患者）様の在宅サービスを担当する医師又はケアマネージャー等から、利用者（患者）部屋の作成に係る申請書が提出されること。

※ 要介護度や疾患名等で一律に基準を設けることはしていませんが、ICTシステムによる情報共有が必要で効果的と考えられる者として、以下のような状況で在宅医療・介護サービスを高齢者等（介護保険の第2号被保険者を含む）を想定しています。

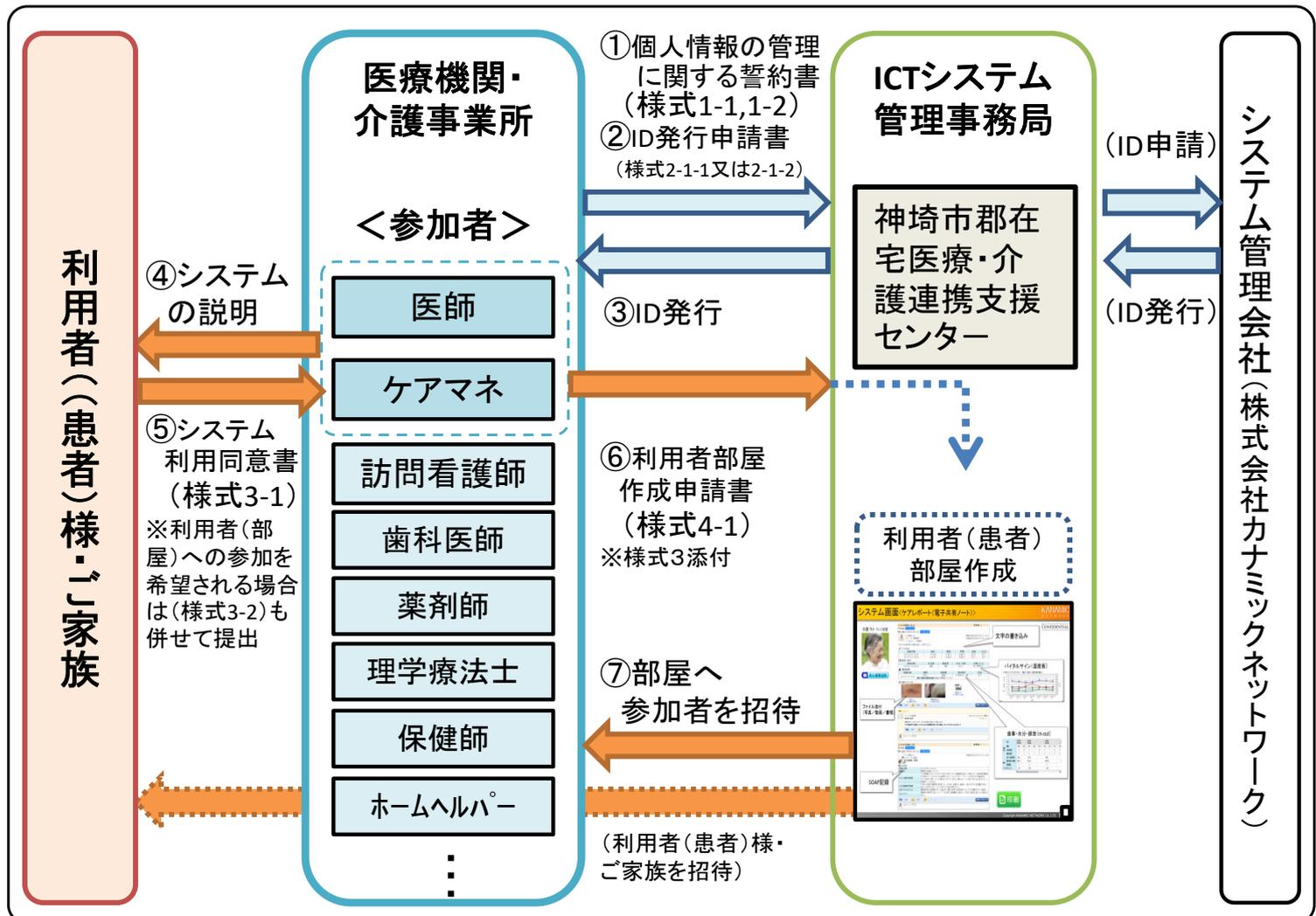
- 医療機関から退院し、在宅において回復過程にある高齢者の方
- 末期がん等によりターミナルケアを行う高齢者の方
- 在宅でサービスを受ける認知症高齢者の方
- ストーマケア等の丁寧な医療ケアが必要な高齢者の方
- 神経難病の高齢者の方 等

(3) ICTシステムの利用方法

- ICTシステムは、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターが管理を行っています。
- 利用者（患者）部屋での情報共有に参加する医療機関・介護事業所は、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターへ個人情報の管理に関する誓約書（様式1-1、1-2）とICTシステムの利用登録（ID発行）申請書（様式2-1-1又は2-1-2）を提出し、IDの発行を受けて下さい。
- 利用者（患者）部屋が必要な利用者（患者）様がおられる場合、担当の医師又はケアマネージャー等が、ICTシステムに関する説明をした上で、利用者（患者）様から同意書（様式3-1）を得て、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターへ申請書（様式4-1）を提出することで、利用者（患者）部屋を作成します。

（※詳しい手続きは次ページをご覧ください。）

(4) 利用者(患者)部屋作成までの流れ



<STEP1> 医療機関・介護事業所の参加者へID発行

- ICTシステムを利用される医療機関や介護事業所は、個人情報の管理に関する誓約書とともに、ICTシステムの利用に必要なIDの発行を神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターへ申請します。神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターは、これに基づき、ICTシステム管理会社からID発行を受けて、申請者へ通知します(図①～③)。(※既にIDを保有されている場合、本手続きは必要ありません)

<STEP2> 利用者(患者)様の同意書の提出と利用者(患者)部屋の作成申請

- ICTシステムの利用対象となる利用者(患者)様(及び家族)に対し、担当する医師又はケアマネージャー等がICTシステムの内容を説明し、利用者(患者)様から、ICTシステムの利用に関する同意書を提出いただきます。さらに、医師又はケアマネージャー等は、利用者(患者)部屋の作成申請書を神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターに提出いただきます(図④～⑥)。

<STEP3> IDの発行、利用者(患者)部屋の作成と参加者の招待

- 神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターが、利用者(患者)部屋を作り、参加者を部屋に招待します(図⑦)。

ICTシステムを活用した情報共有をスタート

2週間程度

(5) ICTシステムの利用に関する経費負担

- ICTシステムの利用料は、（一社）神崎市郡医師会が負担するため、医療機関、介護事業所、利用者（患者）様及びご家族に利用料に関する負担はありません。
- ただし、医療機関、介護事業所、利用者（患者）又はご家族が、利用者（患者）部屋での情報共有に参加される場合の、パソコンやタブレット等の末端機器の調達費及びインターネットへの接続に必要な通信費等については、医療機関、介護事業所、利用者（患者）様及びご家族の自己負担となります。

(6) 個人情報の適切な管理①

- ICTシステムの利用に当たっては、個人情報保護法、神崎市及び吉野ヶ里町個人情報保護条例及び厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の諸規定を遵守し、ICTシステム上の利用者（患者）様及びご家族に関する個人情報を適切に管理していただきます。
- ICTシステムにより医療機関及び介護事業所の参加者で共有される主な情報は下記の内容となります。
 - ・利用者（患者）の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号
 - ・ご家族の氏名、連絡先（電話番号・FAX番号等）
 - ・病歴、病名、検査情報、使用している薬剤
 - ・日々の健康状態や病状に関する情報、皮膚病変、褥瘡等の身体画像
 - ・紹介元病院、再入院希望病院、医療保険、介護保険に付随する情報（マイナンバーの情報を除く）
 - ・災害時等の利用者（患者）の安否に関する情報 等
- ICTシステムの利用に必要となるIDは、医療機関又は介護事業所の参加者ごとに発行します。個人情報の適切な管理のため、1つのIDを複数の方が使用することはできません。
- 神崎市郡在宅医療・介護連携支援センター、医療機関及び介護事業所の参加者がICTシステムへ接続する際には、ウイルスの感染等による個人情報の流出等を防ぐため、業務用パソコンやタブレット等の末端機器から接続することとし、原則として個人が所有する末端機器からの接続は行わないようお願いいたします。

(6) 個人情報の適切な管理②

- 利用者(患者)部屋での情報共有に参加する医療機関及び介護事業所の参加者は、利用者(患者)様の在宅医療・介護サービスを提供する者となります。担当する医師又はケアマネージャー等が、利用者(患者)部屋の作成申請(様式4-1)の際に、参加者を明示し、利用者(患者)部屋が開設された後、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターが、該当する参加者を部屋に招待することで、情報共有が開始されます。
- 利用者(患者)部屋での情報共有を円滑にするため、利用者(患者)部屋の作成申請(様式4-1)の際、利用者(患者)部屋での参加者のうち1名を「利用者部屋世話役」として登録していただきます。利用者部屋世話役は、定期的(週1回程度)に利用者(患者)部屋での情報共有の状況を確認するとともに、ICTシステムの使い方に不慣れな参加者がいる場合に助言や神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターへの紹介等を行っていただきます。
- 参加者の異動、退職等により、IDの登録内容や利用者(患者)部屋の参加者に変更が生じた場合は、速やかに神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターまで申請して下さい(様式2-2又は様式4-2)。
- 利用者(患者)部屋の必要がなくなった場合、担当する医師又はケアマネージャー等からの申請(様式4-3)に基づき、利用者(患者)部屋を削除いたします。
- 一定期間(1年以上)、利用者(患者)部屋が利用されていない場合、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターが、利用者(患者)部屋作成の申請者(医師又はケアマネージャー等)及び利用者(患者)様に確認の上、利用者(患者)部屋の削除を行うことがあります。
- 上記の他、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターは、ICTシステムの利用状況について確認するため、必要に応じて、利用者(患者)部屋の登録内容や情報について確認するとともに、利用者(患者)へ連絡を行うことがあります。
- 情報セキュリティ対策のため、ICTシステムに接続する際のパスワードは、定期的(3か月に1度程度)な変更がのぞましい。
- 既に、ICTシステム(カナミックシステム)を活用している医療機関又は介護事業所も、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターで管理するICTシステムを利用いただくことが可能です。

(7) 情報共有に参加される場合の末端機器の動作環境

○ICTシステムを利用される際に必要となる末端機器の動作環境は以下のとおりです。

①OS(オペレーティングシステム)

パソコン・タブレット端末等で次のOSがご利用になれます。

- ・ Microsoft Windows (Windows7以降を推奨)
- ・ Android(無料OSのため、機種により一部機能が使えない場合があります)
- ・ iOS (推奨)

②ウェブブラウザ

パソコン・タブレット端末等で次のウェブブラウザがご利用になれます

- ・ Microsoft Internet Explorer (推奨)
- ・ Safari (推奨)
- ・ Chrome(基本動作確認済み)
- ・ Android標準ブラウザ(無料OSのため、機種により一部機能が使えない場合があります)

○ ウイルスの感染等による個人情報の流出等を防ぐため、ICTシステムに接続するパソコンやタブレット等の末端機器には、セキュリティソフトのインストールを行うなど、適切なセキュリティ対策を講じて下さい。

(お問い合わせ先)

神崎市郡在宅医療・介護連携支援センター((一社) 神崎市郡医師会)

ICTシステムの利用に関してご不明の点がありましたら、以下までお問い合わせください。

〒842-0001

(住所) 佐賀県神崎市神崎町神崎463-1

(TEL) 080-2796-1464

(FAX) 0952-55-9360

E-mail info@kanyoma.jp

<ICTシステム提供事業者>

システム自体の不具合等については、以下までお問い合わせください。

株式会社カナミックネットワーク サポート担当窓口

(TEL) 092-292-4145 (FAX) 092-292-4146